平成２１年（フ）第８２９号
京都府宇治市広野町茶屋裏９番地の９
破産者　髙島　幹男
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
京都府八幡市男山松里11番地20
破産者　吉田　雅弘
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３６号
京都市北区衣笠開キ町148番地
破産者　三田　昌資
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１１０号
大阪府泉佐野市長滝1665番地の２―102、前住所大阪府泉南市新家2884番地の11
破産者　西岡　義照
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
大阪府貝塚市森892番地　医療法人桐葉会木島病院内、住民票上の住所大阪市住之江区東加賀屋３丁目12番26号住徳文化
破産者　山口　姚子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
大阪府岸和田市土生町252番地
破産者　山田　幸夫
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
大阪府泉南市新家1764番地の１
破産者　髙山　　薫
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市越水町11番11号
破産者　切通　安雄
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５３号
奈良県吉野郡下市町大字下市1772番地
破産者　澤村　利雄
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４２号
島根県鹿足郡吉賀町六日市245番地１
破産者　菅　　治
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第４６４号
岡山県倉敷市玉島爪崎419番地１　ミノリハイツ103号室、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島長尾2248番地
破産者　佐永　浩一
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
岡山県美作市川上2288番地６
破産者　土居　達也
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第５１０号
愛媛県松山市権現町甲101番地
破産者　石丸　元良
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３８１号
埼玉県川越市大仙波323－２　コスモトピアＶｏＬⅡ－202、住民票上の住所埼玉県川越市稲荷町22番地45
破産者　田口　　淳
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２３号
北海道小樽市東雲町10番132号　エステートグリーンヒル105号
破産者　後藤　広明
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３３号
青森市千刈３丁目22番14号
破産者　岡田　姫子
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
盛岡市館向町41番44号
破産者　結城　敏彦
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０９号
群馬県伊勢崎市三室町4609番地１　Ｌｉｅｎ206、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市下黒岩1404番地８
破産者　井上　輝子
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部